

# 水素社会普及啓発動画制作業務仕様書

## 1 業務名称

水素社会普及啓発動画制作業務

## 2 業務目的

兵庫県では、脱炭素化や長期的なエネルギーの安定供給、新たな経済活力の創出を実現すると切り札として、水素を利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を展開している。

水素社会に関する意識調査（UCC・Earth hacks、2023年）によると、「水素社会」の認知度は3割程度と低い一方、世代別では、若者世代が水素社会の認知度や身近さ、実現必要度が最も高い等の傾向が確認されている。若者世代に対してSNS等で情報発信することは、当該世代への普及啓発はもちろん、他の世代への情報の拡散や取組の理解促進等に大きく寄与するものと考えられる。

このため、本業務では、将来の水素社会の中心的役割を担う若者世代を対象に、SNS（YouTube、インスタグラム等）上で話題を集められる“バズる”短尺動画（特に、デジタルネイティブである若者世代の嗜好特性を捉えた企画力の高いもの）を制作する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月5日（金）まで

## 4 委託料

総額 1,782,000 円（税込）を上限とする。

## 5 業務内容

### （1）動画の制作

若者が「水素社会」や県内で進められている水素関係プロジェクトについて「詳しく知りたい」、②取組を知った若者が SNS 等で「友達や家族にも伝えたい」、といった動機の醸成に繋がる映像美（未来感）やストーリー展開など、強いインパクトを与える短尺動画を制作する。

ア 兵庫県としてめざすべき「水素社会」の姿とそれに向けた取組の方向性を示した「兵庫水素社会推進構想」（平成31年3月）や県の取組から逸脱しない内容とすること。

※参考 「兵庫水素社会推進構想」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk05/hyogosuisosyakai.html>

イ 動画は、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末でも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。

ウ 適宜動画の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップ・字幕（日本語）の挿入等の編集作業を行うこと。

- エ 演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材制作、映像取材、収録、BGM音響制作、著作権の処理等の業務一切を行うこと。
- オ 映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において登場人物に対して出演の許諾を得ること。
- カ 生成AIやアニメーション等を活用した動画も差し支えないが、著作権を侵害しないこと。
- キ 最終的な動画構成・内容は、受託者の提案内容を踏まえつつ、委託者と受託者が協議の上決定する。

## 6 成果物の納品

### (1) 動画のデジタルデータ一式

- ア DVD(DVD-VIDEO形式、コピーガードなし)：3セット
- イ 動画データ(H.264/MPEG-4AVC形式)納入：1セット(USBメモリ又はDVD)

### (2) 納品物に関する留意事項

- ア 制作した動画が委託者のパソコンで問題なく動作するか、納入前に確認すること。
- イ 動画は4K解像度以上で撮影し、高・中・低画質の3パターンを納品すること。
- ウ 動画制作において、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。

## 7 業務遂行上の留意事項

### (1) 契約の締結

- ア 本プロポーザルで受託者が提出した応募図書は、契約の一部として受託者を拘束する。ただし、委託者が応募図書の記載内容を契約の一部としないことを指示した場合はこの限りでない。
- イ 受託者は、委託者と提案業務の実施方法や内容等について協議し、調整を行う。この協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、提案業務の内容等を修正し、又は変更することがある。
- ウ 受託者は、前号の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を委託者に提出する。なお、作成に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

### (2) 業務の履行・進捗管理

業務の履行に当たっては、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整や協議を実施し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。

### (3) 納品物の利用(二次利用)

本業務の納品物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の納入物を期間の制限無く無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用できるとともに、編集・改変を行うことができるものとする。ただし、期間の制限無く無償で納品物を利用することが不可能な場合は、委託者の承認を得た場合に限り、納入してから最低5年間無償で利用できることで足りるものとする。

#### (4) 業務完了後の瑕疵

委託者が、受託者の責めに帰すべき理由による納入物の不良箇所を発見した場合、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

#### (5) 納品データの安全管理

撮影データ及び編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

#### (6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (7) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。

また、本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

#### (8) 著作権・肖像権等

ア 受託者は、納入物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。

イ 納入品についての所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び28条を含む。）は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属するものとする。ただし、無期限に行使しないことが不可能な場合、委託者の承認を得た場合に限り、受託者は最低5年間行使しないことを担保することで足りる。

ウ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。

#### (9) 許認可手続き

ア 動画制作に当たり必要となる調整や撮影許認可等の各種手続きは受託者が行うこと。

イ BGMやアニメーション、写真等のコンテンツの使用に関し、著作権等の許諾が必要なものは受託者において手続きを行うこと。

#### (10) 経費負担

ア 業務の遂行に当たり必要となる一切の経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーション、テロップ、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払、映像の制作及び当該映像が収められたDVDの制作、成果物の納品など）は全て委託料に含む。

イ 業務の実施に必要なソフトウェア等について、受託者が調達し、管理・運用を行う

こと。

#### (11) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

#### (12) その他

ア 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載の無い事項、または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県企画部総合政策課と協議の上、誠意をもって処理すること。

イ 仕様書に記載の無い事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないこと及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底すること。

ウ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

エ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

オ 受託者は委託料の範囲内で独自の提案等があれば、積極的に行うこと。